## 参考「軽度者に対する福祉用具貸与の判断について」

	対象外種目	厚生労働大臣が	日共貝子の刊町に フい ( ) 定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査項目の結果	確認依頼書
				1-7【歩行】	
		右記の (一) 又は(二) の いずれかに該当する者	(一)日常的に歩行が困難な者	1 つかまらないでできる	N ##
				2 何かにつかまればできる	<u>必要</u>
	・車いす			3 できない	不要
1	・車いす付属品			該当項目なし	1 🗴
			(一)口尚此(佐田(-+));1.7.10元	主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を	
			(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者		<b>不</b> 西
			がいてで安全である。	介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判	不要
				断。	
_				1-4【起き上がり】	
	·特殊寝台 ·特殊寝台付属品	右記の (一)又は(二)の いずれかに該当する者	(一)日常的に起き上がりが困難な者		
				1 つかまらないでできる 	必要
				2 何かにつかまればできる	
2				3 できない	不要
ľ			(二)日常的に寝返りが困難な者	1-3【寝返り】	
				1 つかまらないでできる	.w.m.
				2 何かにつかまればできる	<u>必要</u>
				3 できない	不要
				1-3【寝返り】	
	・床ずれ防止用具 ・体位変換器	右記に該当する者	日常的に寝返りが困難な者	1 つかまらないでできる	
3				2 何かにつかまればできる	<u>必要</u>
				1.7	<del></del>
L				3 できない	不要
				2.1/48.0/5	
	」認知症老人徘徊感 知機器	右記の (一)と(二)に該当 する者	(一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	3-1【意思の伝達】	
				1 調査対象者が意思を他者に伝達できる	<u>必要</u>
				2 ときどき伝達できる	
				3 ほとんど伝達できない	不要
				4 できない	
				3-2【毎日の日課を理解】から3-7【場所の理解】までのいる	<b>ドれか</b>
ĺ				1 できる	必要
ĺ				2 できない	
			※2-2【全介助】以外であって、右記の項目が一つでも、「不要」に該当すれば、確認依頼書の提出は不要		
				1 ない	必要
4				2 ときどきある	<u> </u>
					不要
				3 55	
				該当項目なし	
				その他、主治医意見書において、認知症の症状がある	不要
				旨が記載されている場合	
			(二)移動において全介助を必要とし ない者	2-2【移動】	
				1 介助されていない	 不要  必要
				2 見守り等	
				3 一部介助	
				4 全介助	
_					
	移動用リフト(つり	右記の(一)、(二)、(三)の いずれかに該当する者	(一)日常的に立ち上がりが困難な者	1-8【立ち上がり】	
				1 つかまらないでできる	
				2 何かにつかまればできる	<u>必要</u>
				2 何かにつかまればできる	 不要
				2-1【移乗】	1'女
Ì			(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者		
5				1 介助されていない	<u>必要</u>
				2 見守り等	
5		. , , , , , , , , , , ,		0 +5 4 5 1	
5		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		3 一部介助	不要
5				4 全介助	不要 
5		· ,			不要
5			(三)生活環境において段差の解消が	4 全介助 【基本調査項目なし】 主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を	不要 
5			(三)生活環境において段差の解消が 必要と認められる者	4 全介助 【基本調査項目なし】 主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定	不要
5				4 全介助 【基本調査項目なし】 主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を	
5				4 全介助 【基本調査項目なし】 主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判	
5				4 全介助 【基本調査項目なし】 主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判	
5				4 全介助 【基本調査項目なし】 主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断。	
5				4 全介助 【基本調査項目なし】 主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断。	
5		右記の (一)と(二)に該当	必要と認められる者	4 全介助 【基本調査項目なし】 主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断。  2-6【排便】 1 介助されていない 2 見守り等	不要
5			必要と認められる者	4 全介助 【基本調査項目なし】 主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断。  2-6【排便】 1 介助されていない 2 見守り等 3 一部介助	不要
	自動排泄処理装置	右記の (一)と(二)に該当 する者	必要と認められる者	4 全介助 【基本調査項目なし】 主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断。  2-6【排便】 1 介助されていない 2 見守り等 3 一部介助 4 全介助	不要
	自動排泄処理装置	右記の (一)と(二)に該当 する者 ・排便が全介助を必要と する者+移乗が全介助を	必要と認められる者	4 全介助 【基本調査項目なし】 主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断。  2-6【排便】 1 介助されていない 2 見守り等 3 一部介助 4 全介助 2-2【移乗】	不要
	自動排泄処理装置	右記の (一)と(二)に該当 する者 ・排便が全介助を必要と	必要と認められる者 (一)排便が全介助を必要とする者	4 全介助 【基本調査項目なし】 主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断。  2-6【排便】 1 介助されていない 2 見守り等 3 一部介助 4 全介助 2-2【移乗】 1 介助されていない	不要 <b>必要</b> 不要
	自動排泄処理装置	右記の (一)と(二)に該当 する者 ・排便が全介助を必要と する者+移乗が全介助を	必要と認められる者	4 全介助 【基本調査項目なし】 主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断。  2-6【排便】 1 介助されていない 2 見守り等 3 一部介助 4 全介助 2-2【移乗】 1 介助されていない 2 見守り等	不要
	自動排泄処理装置	右記の (一)と(二)に該当 する者 ・排便が全介助を必要と する者+移乗が全介助を	必要と認められる者 (一)排便が全介助を必要とする者	4 全介助 【基本調査項目なし】 主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断。  2-6【排便】 1 介助されていない 2 見守り等 3 一部介助 4 全介助 2-2【移乗】 1 介助されていない	不要 <b>必要</b> 不要